

○檀原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成14年9月30日条例第26号

改正

平成19年9月28日条例第18号  
平成21年3月31日条例第11号  
平成23年6月29日条例第9号  
平成24年12月27日条例第47号  
平成29年3月30日条例第10号  
平成30年3月30日条例第16号  
平成30年12月28日条例第39号

檀原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 法第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 大規模の修繕 法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。
- (3) 大規模の模様替 法第2条第15号に規定する大規模の模様替をいう。
- (4) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第1条第1号に規定する敷地をいう。
- (5) 敷地面積 令第2条第1項第1号に規定する敷地面積をいう。
- (6) 建築面積 令第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。
- (7) 床面積 令第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。
- (8) 延べ面積 建築物の各階の床面積を合算した面積（令第2条第1項第4号ただし書及び同条第3項の規定を適用した面積）をいう。
- (9) 建築物の高さ 令第2条第2項に規定する地盤高からの高さ（同条第1項第6号ロの規定を適用した高さ）をいう。
- (10) 地区整備計画 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項に規定する地区整備計画をいう。

(適用区域)

**第3条** この条例は、地区整備計画が定められている別表第1に掲げる区域（以下「地区整備計画区域」という。）に適用する。

(建築物の用途の制限)

**第4条** 地区整備計画区域（その区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分しているそれぞれの地区（以下「計画地区」という。）の区域）内においては、別表第2の地区整備計画区域及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表の建築してはならない建築物欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合又は次の各号に掲げる範囲内において増築若しくは改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前項の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない時期の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築後又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準

時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項又は第7項及び法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(建築物の容積率の最高限度)

**第5条** 建築物の容積率は、別表第5に掲げる地区整備計画区域及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第52条第1項の規定による建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定する。

(建築物の建蔽率の最高限度)

**第6条** 建築物の建蔽率は、別表第5に掲げる地区整備計画区域及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

**第7条** 建築物の敷地面積は、別表第5に掲げる地区整備計画区域及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(壁面の位置の制限)

**第8条** 建築物の外壁又はこれに代わる柱の位置は、別表第5に掲げる地区整備計画区域及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表エ欄に掲げる制限に反してはならない。

(建築物の高さの最高限度)

**第9条** 建築物の高さは、別表第5に掲げる地区整備計画区域及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表オ欄に掲げる数値を超えてはならない。

2 前項の規定による建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

(建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合等の措置)

**第10条** 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物又はその敷地の全部について当該敷地の過半の属する計画地区に係る第4条及び第7条の規定を適用する。

2 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における第4条及び第7条の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときには、当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときには、当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

**第11条** 市長が、この条例の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、その許可の範囲内において、当該規定は適用しない。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第13条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
  - (2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
  - (3) 第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割することにより、第7条第1項の規定に違反することとなった場合においては、当該敷地の所有者、管理者又は占有者）
  - (4) 第5条第1項、第6条、第8条又は第9条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- 2 前項第4号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

**附 則**

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

**附 則**（平成19年条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則**（平成21年条例第11号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成29年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3（ろ）の項第7号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成30年12月28日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

**別表第1**（第3条関係）

名称	区域
檀原市五条野地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示する檀原市五条野地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
八木グリーンタウン地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示する八木グリーンタウン地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
東坊城町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示する檀原市東坊城町地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
新堂町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示する檀原市新堂町地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
常盤町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示する檀原市常盤町

	地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
豊田町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示する檀原市豊田町地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
城殿町・栄和町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示する檀原市城殿町・栄和町地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
小槻町第2地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示する檀原市小槻町第2地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域

別表第2（第4条関係）

地区整備計画区域		建築してはならない建築物
	計画地区	
檀原市五条野地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第130条の3で定める兼用住宅 (2) 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 公民館又は集会所 (5) 診療所(患者の収容施設を持つものを除く。) (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (9) 前各号の建築物に附属するもの(別表第3(イ)項に掲げるものを除く。)
	B地区	次に掲げる建築物 (1) 別表第3(ロ)項に掲げる店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの及び事務所の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティング練習場、ゴルフ練習場又は自動車教習所 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの (5) 畜舎
	C地区	次に掲げる建築物 (1) 別表第3(ロ)項に掲げる店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの及び事務所の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティング練習場、ゴルフ練習場又は自動車教習所 (3) ホテル又は旅館 (4) 畜舎

八木グリーン タウン地区整 備計画区域		次に掲げる建築物 共同住宅、長屋建て住宅又は寄宿舍
東坊城町地区 整備計画区域		次に掲げる建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するもの
新堂町地区整 備計画区域	A地区(商工 業ゾーン)	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) ホテル又は旅館 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するもの (5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ(風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風 営法」という。)第2条第1項第2号の営業の用に供するものに 限る。以下同じ。)その他これらに類するもの
	B地区(住環 境共生ゾー ン)	次に掲げるもの (1) ホテル又は旅館 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するもの (3) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類する もの
常盤町地区整 備計画区域	A地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) ホテル又は旅館 (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するもの
	B地区	次に掲げる建築物 (1) 法別表第二(と)項に掲げる建築物(店舗に併設する作業 場の床面積が500平方メートルを超えない工場を除く。) (2) 住宅 (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) ホテル又は旅館 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するもの
豊田町地区整 備計画区域		次に掲げる建築物(風営法第2条第1項に規定する風俗営業及 び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するものは 除く。)以外の建築物 (1) 店舗、飲食店で、その床面積の合計が10,000平方メートル 以下のもの (2) 診療所 (3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

	<p>(4) 自動車修理工場（作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のものに限る。）</p> <p>(5) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものに限る。）</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからウまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えるもの</p> <p>イ 自動車車庫で3階以上の部分にあるもの</p> <p>ウ 別表第4に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供するもの</p>
<p>城殿町・栄和町 地区整備計画 区域</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿は除く。以下同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからカに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 学習塾、華道教室、囲碁教室等その他これらに類する施設</p> <p>カ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所</p> <p>(4) 巡査派出所</p> <p>(5) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからエまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が600平方メートル（同</p>

		<p>一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p> <p>イ 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>ウ 畜舎</p> <p>エ 別表第4に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供するもの</p>
<p>小槻町第2地区整備計画区域</p>		<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿は除く。以下同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからカに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 学習塾、華道教室、囲碁教室等その他これらに類する施設</p> <p>カ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所</p> <p>(4) 巡査派出所</p> <p>(5) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからエまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が600平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p> <p>イ 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>ウ 畜舎</p> <p>エ 別表第4に定める数量を超える危険物（同表に数量の定</p>

		めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類を除く。)の貯蔵又は処理に供するもの
--	--	--

**別表第3** (別表第2関係)

(い)	<p>(1) 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値)を加えた値が600平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの(次号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 総合的設計による一団地の建築物に附属する自動車車庫で次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 自動車車庫の床面積の合計に同一団地内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該団地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該団地内の敷地ごとに前号の規定により算出される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>(3) 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>(4) 畜舎</p> <p>(5) 別表第4に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類を除く。)の貯蔵又は処理に供する建築物</p>
(ろ)	<p>(1) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(2) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(3) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(4) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(5) 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店</p> <p>(6) 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗</p>

**別表第4** (別表第2、別表第3関係)

危険物		数量
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の火薬類(がん具煙火を除く。)	火薬	20キログラム
	銃用雷管	30,000個
	実包及び空包	2,000個
	導火線	1キロメートル
	信号炎管、信号火せん及び煙火	25キログラム
	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、

			火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。	
マッチ			15マッチトン	
圧縮ガス			350立方メートル	
液化ガス			3.5トン	
可燃性ガス			35立方メートル	
消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物	第1類	第1種酸化性固体	0.05トン	
		第2種酸化性固体	0.3トン	
		第3種酸化性固体	1トン	
	第2類	硫化りん	0.1トン	
		赤りん	0.1トン	
		硫黄	0.1トン	
		鉄粉	0.5トン	
		第1種可燃性固体	0.1トン	
		第2種可燃性固体	0.5トン	
		引火性固体	1トン	
	第3類	カリウム	0.01トン	
		ナトリウム	0.01トン	
		アルキルアルミニウム	0.01トン	
		アルキルリチウム	0.01トン	
		黄リン	0.02トン	
		第1種自然発火性物質及び禁水性物質	0.01トン	
		第2種自然発火性物質及び禁水性物質	0.05トン	
		第3種自然発火性物質及び禁水性物質	0.3トン	
	第4類	特殊引火物	50リットル	
		第1石油類	非水溶性液体	1,000リットル
			水溶性液体	2,000リットル
		アルコール類	400リットル	
		第2石油類	非水溶性液体	5,000リットル
			水溶性液体	10,000リットル
		第3石油類	非水溶性液体	10,000リットル
			水溶性液体	20,000リットル
		第4石油類	30,000リットル	
		動植物油類	10,000リットル	
	第5類	第1種自己反応性物質	0.01トン	
		第2種自己反応性物質	0.1トン	
第6類	酸化性液体	0.3トン		
備考				
1 この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が0度で、かつ、気圧が水銀柱で760ミリメートルの状態に換算した数値とする。				
2 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。				
3 この表において、消防法第2条第7項に規定する危険物の区分は、危険物の規制に関する				

政令（昭和34年政令第306号）別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状による区分とする。

4 この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表に掲げる危険物の数量の限度は、それぞれ当該各項の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数量を除し、それらの商を加えた数値が1である場合における数量とする。ただし、この表に掲げる火薬類の貯蔵については、この限りでない。

**別表第5（第5条―第9条関係）**

地区整備計画 区域	ア	イ	ウ	エ	オ
	建築物 の容積 率の最 高限度	建築物 の建蔽 率の最 高限度	建築物の敷地 面積の最低限 度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最 高限度
橿原市 五条野 地区整 備計画 区域	A地 区		165平方メー トル		
	B地 区		165平方メー トル	建築物の外壁又はこれ に代わる柱の面から道路 （幅員16メートル以上の 道路は除く。）の境界線ま での距離は1メートル以 上とする。ただし、次の各 号のいずれかに該当する 場合は、この限りでない。 （1） 外壁又はこれに代 わる柱の中心線の長さ の合計が3メートル以 下であること。 （2） 物置その他これに 類する用途に供し、軒の 高さが2.3メートル以下 で、かつ、床面積の合計 が5平方メートル以内 であること。 （3） 車庫	10メートル
	C地 区		165平方メー トル	建築物の外壁又はこれ に代わる柱の面から道路 （幅員16メートル以上の 道路は除く。）の境界線ま での距離は1メートル以 上とする。ただし、次の各 号のいずれかに該当する 場合は、この限りでない。 （1） 外壁又はこれに代	10メートル

					<p>わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(3) 車庫</p>	
八木グリーンタウン地区整備計画区域				160平方メートル		10メートル
東坊城町地区整備計画区域					<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は1メートル以上及び隣地境界線までの距離は50センチメートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p>	
豊田町地区整備計画区域		200%	60%	500平方メートル	敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は2メートルとする。ただし、八木グリーンタウン地区計画区域に隣接(道を挟む場合も含む。)する境界線までは3メートル	12メートル ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建

					<p>以上とする。</p> <p>道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 中和幹線 3メートル</p> <p>(2) その他の道路 1メートル</p>	<p>築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。この場合であっても当該建築物の高さと算入しない部分の高さの和が15メートルを超えないこと。</p>
城殿町・栄和町地区整備計画区域		80%	50%	<p>165平方メートル</p> <p>ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所、公民館</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(3) 車庫</p>	10メートル
小槻町第2地区整備計画区域		80%	50%	<p>200平方メートル</p> <p>ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所、公民館</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内</p>	10メートル

				であること。 (3) 車庫	
--	--	--	--	------------------	--